

北本市SNS運営ポリシー

令和2年7月1日

(運営主体)

- ・北本市が、北本市の各SNSアカウントの運営管理を行う。

(掲載主体)

- ・北本市が、北本市の運営する各SNSに情報の掲載を行う。

(掲載方針)

- ・「北本市SNSにおける情報発信ガイドライン」に従って掲載を行う。

(掲載内容)

- ・魅力的な北本市内の風景・観光情報
- ・北本市の特産品や取り組み
- ・イベントや商店等の情報
- ・その他、必要と認められる情報

(コメントへの対応)

- ・コメントに対する返答は行わないこととする。

※以下に挙げる内容を含むコメントについては削除する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・公序良俗に反する内容
- ・違法又は反社会的な内容
- ・政治活動、選挙運動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- ・北本市若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- ・その他運営者が不適切と判断した内容

(北本市のSNSアカウントの停止について)

- ・北本市の管理する各SNSで情報を提供するにそぐわない理由がある場合、その理由を北本市ホームページに明記し、北本市の各SNSアカウントを速やかに削除するものとする。

(問合せ)

- ・北本市市長公室シティプロモーション・広報担当
(TEL 048-594-5505)